第16 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する 事項

1 特定病原体等の適正な取扱いに関する基本的な考え方

特定病原体等⁵⁶の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行われなければならない。

2 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

- (1) 特定病原体等を取り扱う機関は、所持する特定病原体等に応じた施設の基準、保管等の基準を遵守するとともに、厚生労働大臣から改善命令等がなされた場合、直ちにこれに従う。
- (2) 特定病原体等を取り扱う機関は、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を積極的に収集する。
- (3) 特定病原体等を取り扱う機関は、特定病原体等の適正な取扱いのための措置を的確に実施できるよう人員等の体制を確保する。

一種病原体等 二種病原体等 三種病原体等 四種病原体等 インフルエンザウイルス、 ペスト菌、炭疽菌、 MERSコロナウイルス、 エボラウイルス、 SARSコロナウイルス等 南米出血熱ウイルス等 SFTSウイルス等 ポリオウイルス等 公益上必要な試験研究 所持 所持 所持 国又は政令で定める法人 厚生労働大臣の許可を受 7日以内に厚生労働大臣 (施設の指定が必要) けた場合のみ に届出 運搬 運搬 運搬 県公安委員会に届出 県公安委員会に届出 県公安委員会に届出 厚生労働省令 病原体等に応じた施設基準、保管・使用・滅菌等の基準

厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査、改善命令、罰則

【図18 特定病原体等の取扱い】

⁵⁶ 一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

3 関係機関との連携

- (1) 特定病原体等を取り扱う機関は、盗取、所在不明等の事故時や、地震、火災その他の災害時において特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために関係機関と緊密に連携する。
- (2) 特定病原体等を取り扱う機関においては、保管される情報のみならず、関係各機関の間において共有される情報も含め、平時からその管理を徹底する。
- (3) 事故、災害等が発生した場合においては、県等は、関係機関と連携を取りつつ、 必要に応じて関係者からの報告や関係施設への立入りの支援を行うなどにより、 迅速かつ的確に対応する。